

## 南相馬市スポーツ施設条例及び 同条例施行規則の一部改正の概要 並びに運営方針について

### 1 改正の趣旨

平成27年1月から整備している「鹿島体育館」については、平成28年4月以降の供用開始を予定している。併せて、当該施設の管理運営は、指定管理者制度による管理運営を予定していることから、南相馬市スポーツ施設条例及び同条例施行規則、南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部を改正するもの。

### 2 改正の内容

#### (1) 南相馬市スポーツ施設条例

①別表第1 小高片草運動場の項の次に次のように加える。

鹿島体育館 南相馬市鹿島区横手字川原 186 番地の1

②別表第2中「コート）」の次に「鹿島体育館、」を加える。

③別表第3小高片草運動場（テニスコート）の項の次に次のように加える。

鹿島 体育館	競技場全面貸 切り利用	非営利目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1時間	1,140		
				市外	1時間	1,710		
			体育競技以外を目 的とする場合	市内	1時間	2,280		
				市外	1時間	2,850		
			営利目的の場合				1時間	3,990
			競技場半面貸 切り利用	非営利目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1時間	570
	市外	1時間				850		
	体育競技以外を目 的とする場合	市内			1時間	1,140		
		市外			1時間	1,420		
	営利目的の場合					1時間	1,990	
	個人利用 (1回券)	大人				1回	100	
		高校生			1回	50		
小中学生			1回	20				
個人利用 (回数券)	大人			12回	1,000			
	高校生			12回	500			
	小中学生			12回	200			
多目的ホール 1区画貸切り 利用	非営利目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1時間	210			
			市外	1時間	310			
		体育競技以外を目 的とする場合	市内	1時間	420			
			市外	1時間	520			
		営利目的の場合				1時間	730	

※利用料金の設定については、既存の市内スポーツ施設間相互の均衡を図るため、規模、機

能等の類似施設（小川町体育館・小高体育センター・千倉体育館・前川原体育館）との同一料金とした。

④別表第3中「センター、」の次に「鹿島体育館、」を加える。

(2) 南相馬市スポーツ施設条例施行規則

①第7条第1項ただし書中「コート、」の次に「鹿島体育館、」を加える。

(3) 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例

①別表中、小高片草運動場テニスコートの項の次に、鹿島体育館を加える。

3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

4 施設の運営方針

(1) 施設の管理運営

平成28年4月の供用開始から指定管理者制度を導入し、指定管理者が施設の管理運営を行うこととする。

なお、指定管理者の管理運営は、鹿島区内のスポーツ7施設「みちのく鹿島球場、鹿島体育館、千倉体育館、前川原体育館、千倉グラウンド、前川原グラウンド、千倉テニスコート」とする。

(2) 今後のスケジュール

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| ① 平成27年9月下旬から10月下旬 | 募集要項の配布      |
| ② 平成27年11月         | 指定管理者の選定     |
| ③ 平成28年4月          | 指定管理者による管理運営 |

南相馬市条例第 号

南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

南相馬市スポーツ施設条例（平成18年南相馬市条例第199号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
【略】		【略】	
小高片草運動場	南相馬市小高区片草字南原場 46番地の1	小高片草運動場	南相馬市小高区片草字南原場 46番地の1
鹿島体育館	南相馬市鹿島区横手字川原 186番地の1		
【略】		【略】	
別表第2（第14条関係）		別表第2（第14条関係）	
施設区分	開館時間又は開場時間	施設区分	開館時間又は開場時間
【略】		【略】	
1 小高体育センター、小高東部運動場、小高片草運動場（テニスコート）、 <u>鹿島体育館</u> 、千倉体育館、前川原体育館、千倉グラウンド、千倉テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市野球場、小川町体育館、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場	午前9時から午後9時まで	1 小高体育センター、小高東部運動場、小高片草運動場（テニスコート）、千倉体育館、前川原体育館、千倉グラウンド、千倉テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市野球場、小川町体育館、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場	午前9時から午後9時まで
【略】		【略】	
別表第3（第21条関係）		別表第3（第21条関係）	
1 基本施設利用料金		1 基本施設利用料金	

施設	区分		単位	利用料金 (単位:円)		
【略】						
小高片草運動場(テニスコート)	【略】					
鹿島体育館	競技全面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	1,140
				市外	1時間	1,710
		体育競技以外の目的とする場合	市内	1時間	2,280	
			市外	1時間	2,850	
		営利目的の場合			1時間	3,990
		競技半貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間
				市外	1時間	850
	体育競技以外の目的とする場合		市内	1時間	1,140	
			市外	1時間	1,420	
	営利目的の場合			1時間	1,990	
	個人利用(1回券)		大人		1回	100
		高校生		1回	50	
小中学生		1回	20			
個人利用(回数券)	大人		12回	1,000		
	高校生		12回	500		
	小中学生		12回	200		

施設	区分		単位	利用料金 (単位:円)
【略】				
小高片草運動場(テニスコート)	【略】			

多 目 的 一 画 切 り 利 用	非 営 利 目 的 の 場 合	体 育 競 技 を 目 的 と す る 場 合	市 内	1 時 間	210
			市 外	1 時 間	310
		体 育 競 技 以 外 を 目 的 と す る 場 合	市 内	1 時 間	420
			市 外	1 時 間	520
	営 利 目 的 の 場 合			1 時 間	730

【略】

備考

- 1 【略】
- 2 小高体育センター、鹿島体育館、千倉体育館、前川原体育館及び小川町体育館の個人利用1回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。

(1)～(5) 【略】

3～8 【略】

- 2 附帯設備利用料金 【略】
- 3 電気設備利用料金 【略】

--	--	--

【略】

備考

- 1 【略】
- 2 小高体育センター、千倉体育館、前川原体育館及び小川町体育館の個人利用1回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。

(1)～(5) 【略】

3～8 【略】

- 2 附帯設備利用料金 【略】
- 3 電気設備利用料金 【略】

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の南相馬市スポーツ施設条例（以下「改正後の条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行前に改正前の南相馬市スポーツ施設条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

（南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正）

- 4 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する

条例（平成18年南相馬市条例第123号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
公の施設（名称）	使用料又は利用料金	公の施設（名称）	使用料又は利用料金
【略】		【略】	
【略】	南相馬市スポーツ施設 条例（平成18年南相馬 市条例第199号）第21条 に規定する利用料金	【略】	南相馬市スポーツ施設 条例（平成18年南相馬 市条例第199号）第21条 に規定する利用料金
小高片草運動場テ ニスコート		小高片草運動場テ ニスコート	
<u>鹿島体育館</u>			
【略】		【略】	
【略】		【略】	

南相馬市規則第 号

南相馬市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

南相馬市スポーツ施設条例施行規則（平成23年南相馬市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用手続)</p> <p>第7条 条例第15条第1項の規定によりスポーツ施設の利用許可を受けようとする者は、スポーツ施設利用許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、小高体育センター、小高片草運動場（テニスコート）、<u>鹿島体育館</u>、千倉体育館、前川原体育館、雲雀ヶ原陸上競技場、夜の森公園テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市民プール、南相馬屋内市民プール、小川町体育館、北新田運動場第2運動場、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場の個人利用については、当日申請するものとする。</p> <p>2・3 【略】</p>	<p>(利用手続)</p> <p>第7条 条例第15条第1項の規定によりスポーツ施設の利用許可を受けようとする者は、スポーツ施設利用許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、小高体育センター、小高片草運動場（テニスコート）、千倉体育館、前川原体育館、雲雀ヶ原陸上競技場、夜の森公園テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市民プール、南相馬屋内市民プール、小川町体育館、北新田運動場第2運動場、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場の個人利用については、当日申請するものとする。</p> <p>2・3 【略】</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部を改正する条例

南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（平成18年南相馬市条例第123号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
公の施設（名称）	使用料又は利用料金	公の施設（名称）	使用料又は利用料金
【略】		【略】	
小高体育センター	南相馬市スポーツ施設条例（平成18年南相馬市条例第199号）第21条に規定する利用料金	小高体育センター	南相馬市スポーツ施設条例（平成18年南相馬市条例第199号）第21条に規定する利用料金
小高東部運動場		小高東部運動場	
小高中部運動場		小高中部運動場	
小高西部運動場		小高西部運動場	
小高片草運動場テニスコート		小高片草運動場テニスコート	
<b>鹿島体育館</b>		千倉体育館	
千倉体育館		前川原体育館	
前川原体育館		千倉グラウンド	
千倉グラウンド		前川原グラウンド	
前川原グラウンド		千倉テニスコート	
千倉テニスコート		みちのく鹿島球場	
みちのく鹿島球場		雲雀ヶ原陸上競技場	
雲雀ヶ原陸上競技場		夜の森公園テニスコート	
夜の森公園テニスコート		南相馬市テニスコート	
南相馬市テニスコート		南相馬市弓道場	
南相馬市弓道場	南相馬市野球場		
南相馬市野球場	南相馬市民プール		
南相馬市民プール	南相馬屋内市民プール		
南相馬屋内市民プ			

ール		小川町体育館	
小川町体育館		南相馬市サッカー場	
南相馬市サッカー場		北新田運動場	
北新田運動場		北新田野球場	
北新田野球場		南相馬市相撲場	
南相馬市相撲場		栄町柔剣道場	
栄町柔剣道場		【略】	
【略】			